

とちぎ未来クラブ地域結婚サポーター設置要綱

(趣旨)

第1条 県民総ぐるみで、結婚を願う独身男女を支援するため、ボランティアとしてこの取組に深い関心と行動力をもつ者を県域に設置し、地域における結婚の推進を図る。

(名称)

第2条 ボランティアの名称は、「とちぎ未来クラブ地域結婚サポーター」（以下「結婚サポーター」という。）という。

(活動内容)

第3条 結婚サポーターは、とちぎ未来クラブと緊密な連携を図り、地域における結婚を推進するため、次の活動を行うものとする。

- (1) 地域の結婚相談に関すること。
- (2) とちぎ未来クラブ主催・共催・後援事業の情報提供に関すること。
- (3) 他の結婚サポーター等と連携して行うイベントに関すること。
- (4) とちぎ未来クラブが実施する研修の参加に関すること。

(遵守事項)

第4条 結婚サポーターの活動にあたっては、民生委員法（昭和23年法律第198号）第15条及び第16条の規定を準用することとし、結婚サポーターは、当該事項を遵守しなければならない。

2 結婚サポーターは、利益を得ることを目的として、その活動を行ってはならない。

(委嘱)

第5条 結婚サポーターは、とちぎ未来クラブの実施する結婚支援事業に賛同し、とちぎ未来クラブが別に定める誓約書を提出した者で、市町長の推薦を受けたものから、とちぎ未来クラブ会長が委嘱する。

(報酬)

第6条 結婚サポーターには報酬を支給しない。

(任期)

第7条 結婚サポーターの任期は、委嘱の日から令和5年3月31日までとする。

2 とちぎ未来クラブは、前項の規定にかかわらず、結婚サポーターとして不適切な振る舞いや言動があった場合は、当該結婚サポーターの委嘱を解くことができる。

(災害補償)

第8条 結婚サポーターの災害に関する補償は、とちぎ未来クラブが別途契約する保険の範囲内で補償するものとする。

附 則

この要綱は、平成 19 年 8 月 6 日から施行する。

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。